

## ADA法によせて

ADA法について賛否両論が渦巻いている。論点はほぼ出尽くしているようであるが、論点を整理しておきたい。

評価としては、様々の障害者の団結によって勝ち取ったということがまず、第一点として挙げられると思う。次に何を差別とするか、ということはかなり掘り下げて展開しているということが挙げられる。

批判としては、第1にこの法が妥協の産物として作られたことから、15人以上の企業を対象とするという規定や、企業が差別を解消する処置を取ることによって、重大な支障を来す場合には、免れ得るなど、色々な抜け道が用意されていること。この法ができて絵に画いたもちに終わる危惧が語られている。第2にそもそも、経済的効率性というところからこの法を作る根回しをしていった過程があり、そのペイできるかどうかという論理ではいわゆる重度の障害者が疎外されざるをえないこと。第3にそのような、一つの危惧の現れととして、実際にCILへの援助が減るような自体になっていること、そのことと引き換え的に法を形成しているのではないか。そのことは、「社会参加が比較的容易な障害者」と重度の障害者の間に溝を生み出すのではないか、という懸念が生まれている。また、実際に障害者運動のリーダーに重度のCPの障害者がいないという指摘も出ている。そして、第4に、この法が能力主義に基づく機会均等法でしかないこと。

第1から第3までのことについては、この法は一つの過程であり、これからが正念場だという言い方がされているし、一つの過程としてとらえ、色々な問題点を今後どういう戦略で攻め落として行くかという問題として、押さえることもできる。しかし、そもそも、その原理にかかわる第4の問題については詳しく展開しておかねばならない。

ADA法の背景には公民権法があるということが繰り返し言われている。そしてこの公民権法の精神も機会の均等ということである、という言い方がされている。かつ、日本の「障害者福祉」が雇用率規定など保護法的色彩があるのに対し、それは結果平等の原則であり、そのような金太郎飴的な悪平等でなく機会平等の原則なのだという言い方がされている。また、ADA法は究極のアメリカンドリームだという言い方もされている。要するに、ADA法というのは競争する機会の均等ということである。ADA法を評価できる点で、何が差別かというところでもかなり掘り下げていると書いた。しかし、そもそも差別とは何かということ、その根源的な掘り下げをなしえていない。差別を掘り下げて行くと、競争原理に突き当たる。とりわけ、障害者差別については、労働力の価値を巡る差別があり、その差別以前に除外されているという差別である。いわば、労働力の価値を巡る差別の画段階的極としてあるという言い方ができる。さすれば、自らを差別する原理への参加を求める、機会の均等を求めるということは、障害者運動にとってはまさに二律背反的ジレンマのはずである。先程の問題点の第2点のペイできるかどうかという思考の「合理性の論理」自体が障害者差別の論理の根底にあるのではないか？

他の差別についても、差別のワケ組を変えることなしに、機会の均等を求めて行くこと

が、差別の止揚になるかと言えば、公民権法の歴史的積み重ねの中で、黒人差別や女性差別が解消する方向で進んでいっているかと言えば、むしろ相対的格差は広がっているという指摘があるし、先日の警察官による黒人殴打事件への無罪判決を巡ってロス・サンフランシスコを中心に起きた「暴動」という形で現れた矛盾の露呈がその問題を端的に示している。

ロス・サンフランシスコの暴動の中で、守る側に回った人達が、「私たちはアメリカ社会のルールにのって、努力してきた。彼ら（「暴徒」と呼ばれる人達）はそのルールを否定しようというのか？」と発言していた。最初の抗議行動と後の略奪行為には一線がひかれるであろうが、それらは、アメリカンドリームの崩壊を意味する行為であったことは確かである。まだその根強さはあり、その幻想を払拭することの容易ならざることを押さえるにせよ。

もう一点問題点を出しておきたい。それは「結果の平等」に対する、「機会均等」的観点からの批判である。「結果の平等」というとらえ方自体が問題になる。そもそも因果論的な考え方自体の批判があるが、何をもって「結果の平等」という言い方がされるのか理解できない。機会の均等ということは、全く同じスタートラインに立たないと意味がない。そして、その同じスタートラインに立つということをどう保障するかを問題にして行かなければならない。アファーマティブアクションということはこの理念から生みだされたものである。「結果の平等でなく、機会の均等だ」と展開する人たちにとって、そのアファーマティブアクションは、「結果の平等」の論理を持ち込むことになるのではないか？事実、アファーマティブアクションは、「逆差別」という批判を被っている。けれど、差別を問題にしている人達には、アファーマティブアクションの必要性を強調しているし、公民権運動の飛躍ということが（飛躍か無かという内容で）、このアファーマティブアクションを巡る攻防にかかっているという言い方がされている。

さて、ADA法を障害者の団結ということで大きな意味があるという言い方をした。しかし、団結という場合その内実抜きにして、その団結が語られないし、色々な補足しうる運動は存在しているかもしれないが、ADA法自体は重度の障害者を切り捨てる指向をもっているゆえに、その団結の行方にさえ不安がある。

日本の福祉はアメリカに比べ10年も20年も遅れているという言い方がされている。しかし、福祉制度がアメリカのような理念で進んでいくことを、必ずしも「進んでいる」と言い得るのだろうか？アメリカンドリームという形で端的に示される競争原理に対して、「無」の思想など批判する文化的要因をもっている分、差別的障害者観を越え得る要因をもち得ているのではないだろうか？東洋思想の中には、他の障害者差別につながる他の文化的要因もありいちがいには言い得はしないが。

ADA法の機会均等の原則ということが、競争原理から出てきていること、そして障害者差別の世界観の底には競争原理があることをとらえれば、コペルニクスの転換（根底的転換）をなしえること抜きには、障害者差別はなくなりはない。

そのようなことも含め、もっと根底的なところへ踏み込んで行く過程として、これからが正念場であるということを押さえ、ADA法の到達点の確認と批判を深める中で障害者運動の飛躍を勝ち取らねばならない。